

## 千葉県がん対策推進条例案に寄せられた意見一覧

	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
1	—	特に意見なし。同趣旨の意見 2件	
2	-	バランスのとれた条例である。	
3	3条	喫煙、食生活、運動・・・その他のがんに関する正しい知識を持ち」と具体的に表記し、がんに係る予防接種を積極的に受けるを加える。	3条は県民に期待する役割を規定したものであり、具体的に例示することによって限定的な内容となることから、案のように記載したものです。なお、指摘部分については、第9条で例示し規定しています。
4	3条-6条	各主体の「役割」を「責務」とし、明確にすべきである。	指摘の趣旨は理解するところですが、がん対策においては、各主体の自らの意思によって取り組みを行うことが大切であると考えことから、「県」以外の主体については、条例で強制するのではなく、「役割」とし規定したものです。
5	5・7・9・10・11・19条	口腔がんに関して広く周知していくため、すべての条項で県民の理解及び関心を深めるために広報活動を行っていただきたい。	口腔ケアについては、がん対策の中での重要性から、11条において、連携強化を表記しているところ。口腔がんについては、希少がんの一つとして位置付けており、12条で方向性を明示しております。
6	5条	保健医療従事者の用語定義に関して、「がんの予防又はがん医療に携わる者をいう」としているが、これを「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の保健医療に従事する者をいう」とする	具体的な職種を例示することは、職種が多岐にわたることから、具体的な職種の例示については、条例と合わせて作成し、条例運用の基礎的な方針ともなる「逐条解説」の中で行っていくものいたします。
7	6条	「又は看護することができる環境を」を「働きながら治療・看護を受け、療養できる環境を」に修正	家族などがり患した場合の環境整備についての規定であるため、「又は」という表記となっている。
8	7条	「市町村はそれぞれの地域におけるがんに関する情報を収集、整備し、必要な情報提供に努めていく」を追加する。	この条例は県条例であり、県としての施策の方向性を示すものであり、この条例を契機として、各市町村において、その役割を規定する条例の制定が望ましいと考えます。
9	8条	教育関係者の責務とすべきである。	8条の規定については、教育の施策に関しての規定であり、教育者については、各主体の中に含まれるものと関連することから、ここでは特別に規定はしないものとしています。
10	9条	喫煙の禁止及び分煙の取組の「促進」を「徹底」すべきである。	健康増進法では、受動喫煙防止措置の努力義務を課しており、その取り組みをさらに進めていくということから、「促進」としたが、県が主体的に取り組んでいく方向を明確にするため、「推進」という表現にまいります。
11	9条	子宮頸がん予防ワクチンの正しい知識の普及啓発情報提供への取り組みを促進すべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
12	9条	禁煙、分煙の目標を具体的に明示すべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
13	9条	条文に「口腔感染症等」を加える。	「口腔感染症」いわゆる口腔内の病原性微生物が原因となる感染症については、がんの予防との直接の関連が分かりにくいという点から、修正はしないものとしします。
14	9条2	禁煙に関して「促進」を「徹底」にすべきである。	健康増進法では、受動喫煙防止措置の努力義務を課しており、その取り組みをさらに進めていくということから、「促進」としたが、県が主体的に取り組んでいく方向を明確にするため、「推進」という表現にまいります。
15	10条	がん検診の受診率向上に向け、対象年齢の統一化を図るべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
16	10条	がん検診精度管理を充実させるための施策を追加	がん検診における精度管理の重要性を勘案し、明確に位置づけていくため、条文に追加します。
17	10条	がん検診の質の向上のため、検診業者に対する行政の監督指導の根拠づけをおこなうべきである。	がん検診における精度管理の重要性を勘案し、明確に位置づけていくため、条文に追加します。
18	10条	がんの早期発見率及び治癒率の推移などの検証等検診体制の見直しを行うことを追加	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
19	10条	4号に「がん検診に携わる保健医療従事者の資質の向上を図るための施策」を追加する	第11条6号において、「がん医療を担う人材の育成」を掲げており、その中に含まれると解釈いたします。ただし、がん検診の質の向上に関しては、2号に「精度管理」を追加し対応してまいります。
20	11条	県南地域の医療機関の整備促進及び機能強化、人材の育成・充足	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
21	11条	山武長生圏域の現状を踏まえ、病院への融資制度の充実を図るべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
22	11条	県の主導によるがん診療病院の指定を行うべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
23	11条	医療大学への融資及び学生への奨学金制度の充実を行うべきである。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
24	11条	がん医療の均てん化の推進を追加	がん医療の均てん化については、がん対策推進の前提条件の一つとなっており、そうした理念に基づき条例を制定しています。均てん化の理念については、直接的に記載はしていませんが、前文において包括的に表現しているところ。です。

## 千葉県がん対策推進条例案に寄せられた意見一覧

	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
25	11条	がん患者の通院支援、アクセスの向上	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
26	11条	がん診療連携協力病院については、各市ごとに指定設置が望ましい。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
27	11条	5号に「医科歯科連携による口腔ケアの推進、リハビリテーションの推進による生活の質の向上の強化」	ここで、「口腔ケア」とは、口腔機能(摂食、構音、呼吸)のすべてを維持・回復するために、口腔疾病の予防や歯科治療、摂食嚥下機能リハビリ、口腔内清掃など、広義で捉えており、より具体的な例示は行わないものとしております。
28	11条4	「緩和治療」を加える必要がある。	緩和治療の重要性は認識していますが、11条4での他の治療方法との種別が異なるとの認識から、併記することはしないものとなりました。
29	12条	小児がん患者への情報提供、受験拒否などの不利益の是正、成人後の長期フォローアップシステムの確立	社会的不利益の是正については、すべてのがん患者について19条で規定しており、その中に含まれています。小児がんについては、12条においては施策の方向を規定しているものであり、具体的な施策事業については、新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
30	15条	県南地域の在宅医療のための連携強化、保健医療従事者の育成・確保	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
31	16条6	小児がん医療について、十分な知識を持つ医師、看護師の配置	小児がんについては、12条において施策の方向を規定しており、具体的な施策事業については、新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
32	16条7	小児がんの新薬開発体制の支援	小児がんについては、12条において施策の方向を規定しており、具体的な施策事業については、新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。
33	17条	離職者の復職について17条で規定すべきである。	「社会的不利益」の中に含まれており、職場での環境整備については、6条の事業者の役割の中で規定しています。
34	20条	検診受診率向上に向けた財政措置をきちんと行っていただきたい。	新たながん対策推進計画を踏まえ、今後の施策事業の実施の中で、的確な対応について要望してまいります。